

六ヶ所村 で、 お得に設備投資!

税負担
軽減



法人税・固定資産税などの軽減のチャンス!

法人税・所得税の軽減 (国税)

対象業種の事業者が対象設備の**取得、建設等**を行った場合、**5年間**、**割増償却** (減価償却の特例) できます。

固定資産税などの軽減 (地方税)

青森県と六ヶ所村では、国の財政支援の下で、**事業税、不動産取得税、固定資産税の税率が優遇**されます。

幅広い
対象

対象
業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 (注1,2)

取得、建設、改修などに適用

対象
設備

機械・装置、建物・附属設備、構築物 (注3)



中小
企業応援

最小で500万円の設備投資から利用可能

製造業と旅館業は事業者の資本金の規模に応じて、農林水産物等販売業と情報サービス業等は資本金の規模に関わらず**最小で500万円の設備投資**から利用可能。

優遇期間は**最長5年間**

国税の優遇 (割増償却) は**5年間**。地方税も**多くの道府県や市町村が事業税、不動産取得税、固定資産税を3年間優遇**。



■ 国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件

事業者の規模 (資本金)	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象	機械・装置、建物・附属設備、 構築物に係る取得等		機械・装置、建物・附属 設備、構築物に係る新增設
取得 価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上
	農産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上※	
償却限度額	機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間	5年間		

※ 一般的な国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件を記載しています。詳細は最寄りの税務署または六ヶ所村の半島振興担当窓口にお問い合わせください。

※ 農林水産物等販売業及び情報サービス業等については、事業者の資本金が5,000万円を超える場合、新增設に係る取得等が対象。

■ 県税優遇措置

不均 一 課 税 率	事業税 (3か年)	青森県県税の特別措置に関する条例第13条第1号に規定する率
	不動産取得税 ※通常4%	0.4%(家屋及びその敷地である土地の取得に係るもの)
	固定資産税 ※通常1.4%	初年度0.14%、第2年度0.35%、第3年度0.7% (新設又は増設した償却資産に係るもの)
適用期限		平成33年3月31日まで

※ 対象業種、取得価格等の要件は、国税と同様

■ 村税優遇措置

不均 一 課 税 率	固定資産税 ※通常1.4%	初年度0.14%、第2年度0.35%、第3年度0.7% (家屋及びその敷地である土地並びに償却資産に係るもの)
適用期限		平成33年3月31日まで

※ 対象業種、取得価格等の要件は、国税と同様

半島税制お問い合わせ

国税優遇措置

お近くの税務署へ

地方税優遇措置

六ヶ所村政策推進課
TEL 0175-72-2111

半島振興対策全体

国土交通省半島振興室
TEL 03-5253-8425

(注1) 国税優遇措置については、半島振興法に基づく「六ヶ所村産業振興促進計画」を策定しており、当該計画の対象業種の事業者が行った設備投資に適用。

(注2) 「製造業」：食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業に限る

「農林水産物等販売業」：半島地域で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業(例：農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業等)

「情報サービス業等」：情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター業等

(注3) 適用対象業種・設備の詳細は六ヶ所村政策推進課の半島振興担当までお問い合わせください。